

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	55	担当課	薬務衛生課
法令名	製菓衛生師法	根拠条項	3	許認可等の内容	製菓衛生師の免許	
<p>(根拠規定)</p> <ul style="list-style-type: none">製菓衛生師法 <p>昭和四十一年七月四日法律第百十五号 〔厚生大臣署名〕</p> <p>(免許)</p> <p>第三条 製菓衛生師の免許(以下「免許」という。)は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。 (製菓衛生師試験)</p> <p>第四条 製菓衛生師試験は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、製菓衛生師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)が適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>(その他)</p>						